

## 令和4年度東京都環境審議会

### カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第7回） 速記録

（午前9時00分開会）

○福安政策調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております環境局総務部環境政策課政策調整担当課長の福安でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の検討会はWeb会議で行います。都庁の通信環境によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際には、ビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。事前にデータを送付させていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。配付資料のうち、本日は資料2-2に基づきまして、中間のまとめ（案）を御説明させていただきます。

本日、現時点で14名の委員の皆様にご参加いただいていることを御報告させていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、田辺座長にお願いしたいと存じます。田辺座長、よろしくお願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。皆様、朝の早い時間からお世話になります。

それでは、本日の議事である環境確保条例の改正について、中間取りまとめ（案）の審議に入らせていただきます。

前回の委員会では、事務局から提示した中間まとめの素案について御議論いただきまして、その修正については出席委員の皆様から座長一任の御了承を頂いております。委員の皆様から頂戴した意見を踏まえて、事務局と調整させていただき、中間のまとめ（案）として修正したものを出させていただきます。その修正点について御確認いただきたいと思います。

それでは、事務局から、前回の検討会の後、委員の皆様から追加で頂いた御意見について御紹介いただき、併せて資料2について修正部分の説明をお願いいたします。また、よろしければ、今後、この資料の取扱いと審議会における検討の流れについても御説明していただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 かしこまりました。

最初に、本資料の取扱いと今後の審議会の検討の流れを御説明いたします。本日御説明する中間のまとめ（案）でございますが、企画政策部会におきまして田辺座長から部会長に御報告いただきます。部会の御了承が得られましたら、引き続き総会にて会長に御報告する流れを予定しております。総会で御了承が得られましたら、会長から都知事宛てに中間のまとめを御報告いただきます。その後、一旦審議会から離れまして、東京都におきましてパブリックコメントを行います。都民・事業者の皆様からの意見も踏まえまして、改めてこの検討会の場で御審議いただき、最終答申として取りまとめていただく流れを予定しております。

それでは、資料1につきまして御説明いたします。前回の検討会の後に追加で頂いた御意見についてです。5名の委員の皆様から御意見を頂いてございます。個別の御紹介は割愛させていただきますけれども、可知委員から生物多様性に関する取組を高く御評価いただいております。また、稲垣委員からも、災害リスクへの対応状況、ハザードマップへの対応状況など、このあたりに意見を頂いてございます。また、エリアの開発についての御意見を頂いてございます。小和田委員からも、分散型エネルギーリソースというキーワードですとか、時間軸を十分に考慮して、経済性、技術開発なども考慮して制度の構築をしていくべきという御意見を頂いてございます。また、長澤委員からも、本文の部分で修正の御意見を頂いてございます。また、中島委員からも、未利用エネルギー、エリアマネジメントの関係、既存街区での取組などについて御意見を頂いてございます。

それでは、本日、中間まとめの素案から修正した部分につきまして、資料2-2の見え消し版で御説明を差し上げます。よろしくお願いいたします。資料の御送付が遅くなってしまうと申し訳ございませんでした。

見え消しでこちらの資料を作成してございます。まず、4ページになります。「レジリエンス」という言葉を使わせていただいておりますが、全体を通して改めて表現が揺れていな

いか御確認いただきたいという御意見を頂いておりました。レジリエンスの考え方につきましては、災害時における停電等への対応力としての意義ですとか、化石燃料に頼らないエネルギーの安定供給といった意義、あとは気候変動への緩和と適応に貢献する意義など、災害時・平常時、両方にわたって様々な場面を想定した使い方をしております。このため、一言で「災害レジリエンス」という表現をすることも難しく、現時点では全体を通してそのままの表現とさせていただいております。最終答申に向けまして、もう少し分かりやすい整理もお示しできればと考えております。御了承ください。

また、後ほど御説明する概要版におきましても、「災害にも強く、健康的で快適な暮らし」と表記してあった部分も、「レジリエンス」という言葉だといろいろな意味を包含してしまいますので、原案のままとさせていただいております。

続いて、3ページでございます。戻ってしまって申し訳ありません。修正点でございますが、ビジネスの世界におきましても、脱炭素経営の動きがグローバル企業のみならず日本企業の中でも標準化され始めてきておりますため、このように修文しております。これは、経団連でもカーボンニュートラル行動計画を示されておまして、また国においても有価証券報告書に気候変動情報の開示という仕組みが議論されているといった御意見を踏まえた修正としてございます。

続いて、5ページでございます。4行目になりますが、日本の一次エネルギー国内供給の構成につきまして、化石燃料が約85%であり、そのほとんどを海外からの輸入に頼っていると、記述を整理いたしました。また、国内のエネルギー価格は化石燃料の国際的な高騰に伴いまして電気に限らず上昇している点について、御意見を踏まえて追記してございます。

続いて、6ページです。IPCCの第6次報告書の第3次作業部会報告書に関する記述の部分ですが、「世界の温室効果ガス排出量は依然として増加しており、『都市域に原因特定しうる割合が増加している』」旨を追記しております。都市の果たす役割が一層重要となっております。

7ページは文言整理でございます。

続いて、11ページから12ページにかけての部分でございます。こちらは修正している部分ではないのですが、脱炭素社会の実現に向けて基本的な考え方をまとめております。

こちらは委員の皆様からも多く御意見を頂いてございました。脱炭素だけが目的となるのではなくて、経済、健康、環境、災害レジリエンスなど、それぞれの実現に向けて脱炭素の取組が不可欠になる。また、エネルギー・資源利用に大きな影響を持つ東京の責務としてライフスタイルチェンジ、消費地としての東京の役割、それが重要であることなどについて記載させていただいております。また、企画政策部会でも、環境基本計画の改定におきましては、今後の環境政策の展開に当たって必要となる点として、各分野の相互連関、自然を基盤とした解決策などの新たなアプローチなどの総合的な対策の必要性、消費・生産のあり方の変革の必要性などを打ち出しております。併せて環境基本計画では都民・事業者の一つ一つの行動の積み重ねが大事であるといった視点についてもお示ししてございますので、併せて御確認いただきたいと思っております。いずれにしましても、行動変容を促していくためには、こうした取組の目的や意義を明確に伝えていくことが重要と考えておりますので、様々な機会を通じてこうした趣旨を伝えていきたいと考えております。

続いて、14ページでございます。31行目ですけれども、これまでの審議会におきましても、条例を整備する際、事業者など多様な状況を考慮する必要があるという御意見を頂いております。2030年に向けた各主体における取組のアップデートに当たっては、「将来的な経済性や技術開発の進展と社会実装のスピード及びその時間軸を考慮し、各主体の状況を踏まえることが重要である」と追記してございます。

15ページでございます。ゼロエミッション化に向けましては、上の展開イメージにも記載しておりますとおり、エリアでのエネルギーマネジメントなどが重要でございまして、5行目、「『分散型エネルギーリソースの』利用による系統負荷軽減やレジリエンス向上への取組など、エネルギーマネジメントの範囲を拡大・広域化した取組が必須となる」と追記してございます。また、分散型エネルギーリソースの定義につきまして、資源エネルギー庁のガイドラインに基づき注記を行ってございます。

19ページでございます。新築の大規模建物に関する制度につきまして、資材についての取組と、災害等へのレジリエンス等に資する取組は別の取組になりますので、つなぎの部分で修正してございます。

20ページでございます。上の2つのグラフについて、平仄合わせができていない部分がご

ございましたので、修正しております。また、いずれも実績値の集計のグラフである旨を追記してございます。

続いて、27ページでございます。3段階の誘導基準につきまして、26行目ですけれども、「災害ハザードエリアを踏まえた対策」に修正いたしまして、評価の見直しのイメージ、適応策の項目につきまして文言整理を行いました。

続いて、31ページでございます。13行目から、こちらは修正ではございませんが、改めて中小規模新築建物に対する取組を強化する必要性・意義について記載してございます。「レジリエントな健康住宅へとアップデートをしていくことは、都民生活において、脱炭素に限らない多様なメリットをもたらす。このため新築する機会を捉え、高断熱・省エネ化、再エネ設備及びZEV充電設備の整備等を標準化するとともに、より高い水準への誘導を促す制度を新たに構築すべきである」としてございます。

また、32ページの1行目から、こちらを追記してございます。委員意見を踏まえまして、「なお、制度の構築とともに、円滑な運用を図る上で、太陽光発電設備等を設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、あわせて、都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきである」としてございます。

39ページでございます。「制度対象者からの取組状況報告」の中小住宅などの新制度に関するところで、取組状況の報告としてお示ししてございました。こちら、「当該年度を取組を翌年度に都へ報告することを義務付け、都が履行状況を確認できるようにすべきである」と記載してございます。12行目に追記しておりますけれども、報告義務の対象に該当するかどうかは、当該年度の供給実績に応じて決定されることから、事業者の予見性を高めることの重要性を述べている部分でございます。趣旨が明確になるように追記してございます。

46ページでございます。既存の大規模事業所における総量削減義務、排出量取引制度につきまして、委員の御指摘を踏まえ、22行目からの削減量の算定に当たっての再エネの取扱いについて、「非化石証書（再エネ指定）等を直接購入する取組を事業所の削減量として新たに評価することや、削減量算定時に適用する電気の排出係数や算定方法など再エネ電気の『調達』」、こちら「供給」としていたところを、「『調達』実態に合わせた取扱いの見直

しについても検討すべきである」としてございます。

47ページ3行目でございます。カーボンハーフビルを早期に実現した事業所へのインセンティブ策として、トップレベル事業所認定の仕組みを活用して削減義務率の軽減等について検討すべきであるとしている部分でございますが、削減義務率を0%とするインセンティブなどの適用に当たって、「その際には、CO<sub>2</sub>排出量や削減対策を記載する計画書は引き続き提出を求めることや、実質的なCO<sub>2</sub>削減を確保していくという観点から『インセンティブの内容に応じて』」と追記してございます。超過削減クレジットの発行には制限を設定することなどを考慮すべきであるとして、委員意見を反映させていただいてございます。

56ページの16行目です。国の動きを紹介している部分でございますが、分散型エネルギーリソースに関する注書きは15ページにさせていただいておりますので、文言整理してございます。

また、36行目ですけれども、委員意見といたしまして、太陽光発電など晴れた日には効率よく利用して生産性を上げていくことは高度なエネルギーマネジメントの1つとして重要であるという御意見を頂いておりました。そのため、これからのエネマネの姿といたしまして、『スマートメーター等を活用し、電力需給状況などを把握・分析することに加え』遠隔からの監視や制御等を可能とする機器によりデジタル技術を活用した最適運用を推進していくことが必要である旨を追記してございます。

63ページでございます。33行目、地域冷暖房区域における脱炭素化の推進について、引き続き清掃工場排熱などの未利用エネルギーの利活用を評価・推進する旨を追記しております。

64ページでございます。こちらは、制度のみならず既存施策などを通じた取組についても御意見を頂いておりました。11行目、「既存施策等を通して、既存開発地区も含め、取組に積極的なデベロッパー『、地域熱供給事業者、エリアマネジメント組織』等との連携により、推進していくことが重要である」旨を追記しております。

また、ページの下段におきまして、未利用エネルギーの利活用に関する追記をしておりません。

31行目からは、「系統負荷軽減、レジリエンス向上に資する蓄電池等の導入・運用」について、分散型エネルギーリソースの意義を改めて記載しております。「分散型エネルギーリ

ソースは、これまでの需要家のレジリエンス対応、ピークカット、省エネルギーなどに加え、系統負荷軽減のための調整力としての活用などに拡大していくことが期待されている」と追記してございます。

69ページでございます。6行目になりますけれども、東京都は電気供給事業者に対しまして、新たに都内への供給電力に占める再エネ電力割合の2030年度目標水準を設定し、提示すべきであるとしております。\*の部分につきましては、「等」を補わせていただきまして、発電小売り需要家の直接契約によって証書を発行せずに非FIT再エネ電気を供給するパターンを想定して追記してございます。

72ページでございますが、「今後の施策展開に向けて」のところ、20行目、委員意見を踏まえまして、「『都民』や企業等に対して、『実践に役立つ情報、困りごと等の解消につながる情報等も含めて、』わかりやすく伝えていくことを求める」と追記してございます。

中間まとめの変更点については、以上でございます。

また、資料3でございますけれども、条例改正の概要版について、こちらはパブリックコメントなどにおいてお示しする資料もおつけしてございます。前回の検討会での御意見を踏まえまして修正してございます。

ページ右上の「災害にも強く」の部分については、先ほど申し上げましたように、「レジリエンス」という言葉の使い方を精査してまいりたいと考えておりますが、これで趣旨は御理解いただけるかと思いますので、素案のままとしてございます。

また、新築中小建物への新制度におきましては、委員の御意見を踏まえまして、制度構築の工夫を行っているところを追記してございます。

改めて説明させていただきますが、太陽光発電などの設置を義務とする制度につきましては、個別の住宅ごとに設置を義務づけるのではなくて、一定の中小規模の新築建物を供給する事業者などに対しまして、事業者単位で総量として設置義務量を課す仕組みとするなど、柔軟に義務履行ができるよう制度上の工夫を図るべきとの御提言を頂いておりますので、その旨を追記させていただきました。

また、地域エネルギー有効利用計画制度につきましても、既存施策との連携、既存開発地区との連携、そこも含めた取組の誘導という点を加筆させていただいてございます。

以上で、条例改正の中間まとめ（案）につきまして、事務局からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田辺座長 どうもありがとうございました。時間のない中、最大限座長も事務局と相談させていただきまして、できる限り皆さんのコメントを反映させていただきました。

それでは、ただいまの御説明について委員の皆様から確認されたい点、コメントなどあれば頂きたいと思います。また、今後の最終答申の検討に向けて、この部分だけは発言しておきたいといった意見がございましたら、ぜひお願いいたします。

大変恐縮なのですが、この後の進行の予定で、質疑の時間を15分程度とさせていただきます。意見については簡潔にまとめて御発言いただければと思います。御発言を御希望の方は、挙手機能もしくはチャット機能によりお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

指名して恐縮ですが、たくさん意見を頂いた中島委員、いかがでしょうか。

○中島臨時委員 中島です。私が発言させていただいた意図を十分反映していただいて、ありがとうございました。特に私のほうからは、修正する要望等はございません。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

小和田委員、いかがでしょうか。

○小和田委員 今回私どもが御提案させていただきました省エネルギーの徹底とレジリエンス、双方の点につきましてもきちんと盛り込んでいただきました。ありがとうございます。私からは以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

もし御発言希望の方がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただければと思います。

よろしければ、可知委員、いかがでしょうか。

○可知委員 ありがとうございます。特に僕は自然環境関係でちょっとコメントしましたが、もう十分反映していただいているかと思いますので、特にこれ以上の意見はございません。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

稲垣委員、いかがでしょうか。

○稲垣委員 レジリエンスですとか災害に関する要望についての修正のお願いをさせていただいたのですが、配慮いただきましてありがとうございました。

○田辺座長 ありがとうございます。

長澤委員、大変丁寧に見ていただいて、有り難うございます。いかがでしょうか。

○長澤委員 いろいろ大変だったと思います。どうもありがとうございます。図版なども大変見やすく、分かりやすくしていただけたと思います。多くの注目が集まっていますので、最後まで間違いがないか、分かりやすくなるよう確認したいと思います。ありがとうございました。

○田辺座長 長澤委員、どうもありがとうございます。

ぜひ、一言だけでも御発言という——15分と言ってしまったので皆さん大慌てになってしまったかもしれませんが、コメントなどあれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

有村委員、よろしくお願ひいたします。

○有村委員 大変短い時間にいろいろ御対応いただいて、事務局に御礼申し上げたいと思います。

住宅への太陽光の施策とか、「義務化」という言葉が出ていますけれども、柔軟性措置があって、柔軟な対応ができるんだというところは、今後発信していく上で明確に伝わっていくといいのかなと思いました。

文言に関しては、特にはありません。以上です。

○田辺座長 有村委員、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。一言だけでもぜひ。もう少し時間はありますけれども。

山岸委員、お願ひいたします。

○山岸委員 事務局の皆様、そして田辺座長、短い間にお取りまとめ、ありがとうございます。私、最後の最後の取りまとめの会とかにちゃんと出席できずに、大変申し訳ありませんでした。

基本的な方向性としてはすごくいいものになっていると思いますが、恐らく、これからが

勝負どころかと思っております。パブコメでもいろいろな意見が出てくるでしょうし、それから、これをどうコミュニケーションしていくかというのがかなり肝になってくるのではないかなと思います。どれだけ分かりやすく、いろいろな形で、先ほど有村委員もおっしゃられた義務化の部分であるとか、結構面白おかしく書かれたりするケースもあるかと思っております。その辺をどうやって意義を伝えていけるか。いいものが出来上がっても、この報告書を全部読む人はごくまれな方々だと思います。それをどうやって分かりやすく意義を伝えていけるか。ぜひこれから頑張っていただきたいと思っておりますし、お手伝いできることがあればしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

もうお一方ぐらいは大丈夫ですけれども、いかがでしょうか。ぜひよろしければ御発言いただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、ここまでとさせていただきます。貴重な御意見、大変ありがとうございました。

それでは、ただいま御確認いただきました中間のまとめ（案）を本検討会として了承したいです。一任は頂いておりますけれども、修正しておりますので、改めて皆さんに御了承いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

山下先生、いかがですか。

○山下臨時委員 大変全般に目配りの利いた訂正がされておまして、異議ありません。

○田辺座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々はよろしいでしょうか。

（「結構でございます」の声あり）

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、異議はないということで、皆様に御了承いただきました中間のまとめ（案）を、企画政策部会のほうに報告させていただきたいと思っております。

私から、まずは御礼を申し上げたいと思っております。本当に回数も多く、議論も非常に多岐にわたりましたけれども、大変貴重な御意見を頂いて、今後、東京都のカーボンハーフ、カーボンニュートラルに向けて、皆様の御意見が役に立っていくと思っております。それから、事務局の皆さんも本当に、ちゃんと土日にも休んでもらっているのかと思うぐらい大変な作業だった

と思いますけれども、本当によい中間のまとめができたと思っております。座長としても大変感謝を申し上げます。

それでは、ここをもちまして本日の議事は終了となりますので、これ以降につきましては事務局にお渡ししたいと思っております。どうもありがとうございました。

○福安政策調整担当課長 中間のまとめを頂きまして、ありがとうございました。また、心強いお言葉も頂きまして、本当にありがとうございます。

今後、こちらを総会まで諮ってまいりまして、パブリックコメントの受付に入らせていただきたいと思いますと考えております。

最後に、中間まとめにも記載させていただいておりますが、制度構築に向けた具体的な基準や達成水準などの詳細の設定につきましては、別途専門家などによる技術的見地からの意見等を踏まえまして、詳細を検討することとしております。2030年に向けた行動を早期に進めていく必要がございますことから、こうした条例改正に関する技術的な検討につきましても、別途こちらの検討会と並行して進めてまいりたいと考えておりますので、その旨を御報告させていただきます。

次回の開催につきましてはパブリックコメント終了後となりますが、別途御連絡させていただきます。

それでは、これもちまして第7回カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会を閉会とさせていただきます。

なお、この後に第50回企画政策部会を引き続き開催させていただきますので、そのままお待ちください。

(午前9時31分閉会)